

ふくし りょうえんじょじぎょう
福祉サービス利用援助事業
にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう
(日常生活自立支援事業)

安心な暮らしの お手伝い

福祉サービス



どうやって頼めば
いいのか...



どんなサービスが
利用できるのかな？



ホーム
ヘルパー



デイ
サービス



通帳など
どこに置いたか
思い出せない



生活費の
やりくりが
むずかしい...



ふくし りょうてつ ぎんせんかんり てつだ すな ちいき
福祉サービスの利用手続きや、金銭管理のお手伝いをしている地域で
じぶん あんしん せいかつ つづ
自分らしく安心した生活が続けられるためにサポートします。

しゃかいふくしほうじん
社会福祉法人

きたなかぐすくそんしゃかいふくしきょうぎかい
北中城村社会福祉協議会

きたなかぐすくそんけんりょうごしえん

北中城村権利擁護支援センターひまわり

サービス内容

1 福祉サービス利用のためのお手伝い

サービス内容がよく分かったね



- 福祉サービスについての説明
- 福祉サービスの利用・終了手続き
- 福祉サービスに関する苦情解決制度の利用援助

対応できないこと

施設への入所契約や、治療・入院に関すること、掃除・洗濯・買い物・介護・看護など

2 日常的金銭管理のお手伝い

頼んでよかったね

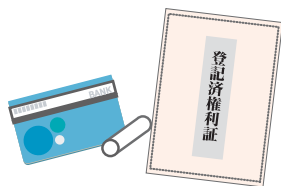


- 家賃、公共料金、税金、医療費などの支払い
- 年金、手当などの受け取り
- 預貯金の出し入れ

対応できないこと

定期預金の契約や解約、不動産や預貯金の資産運用など

3 書類などの預かりサービス



- 通帳、印鑑、権利証など

お預かりできない物

貴金属、骨董品、書画、宝石など

ご利用いただける方

- 高齢者の方
- 精神障がいのある方
- 知的障がいのある方

など、福祉サービスの利用や支払いなどに
ついて自分の判断で適切に行うことが困難な方。

2 日常生活に不安のある方

日常生活において自分で契約などの
判断や金銭管理に不安のある方。
(認知症と診断されていない方、療育手
帳や精神障がい者保健福祉手帳を持っ
ていない方も対象です)

サービス開始までの流れ



私たちに
お任せください

1 相談

そう だん

きたなかぐすくそんしゃ かいふく し きょうぎ かい
北中城村社会福祉協議会
にご相談ください。



2 訪問・面接

ほうもん めんせつ

せんもんいん たく ほうもん
専門員がお宅を訪問し、
お話をうかがいます。



3 支援計画・作成

し えんけいかく さくせい

こま お困りのことや、ご希望をお聞
きたあと、ご本人の意向を確
認しながら支援計画を
作ります。



4 契約

けい やく

さくせい し えんけいかく ないよう
作成した支援計画の内容で
よろしければ
契約をします。



5 サービス開始

かい し

けいやく し えんけいかく もと
契約(支援計画)に基づいて、
せいかつ し えんいん てつだ
生活支援員がお手伝い
します。



誰が手伝うの？

そうだん ていきょう いた
相談からサービスの提供に至る
まで社会福祉協議会で働く「専
門員」と「生活支援員」が、あなた
のところにうかがいます。

専門員とは



そうだん う し えんけいかく さくせい けい
相談を受け、支援計画の作成・契
約までを担当します。契約後も支
援計画を変えたい場合や心配な
点があれば、いつでもご相談くだ
さい。

生活支援員



けいやくないよう じっさい
契約内容にそって実際に
お手伝い(支援)をする人です。

〔利用料金について〕

り ようりょうきん

けいやく そうだん むりよう
契約までの相談は無料です。
けいやくご し えん りようりょう ひつよう
契約後の支援は利用料が必要です。

利用料

1 時間 1,200円
30分ごと 400円

せいかつ ほ ご じゅきゅうせたい
生活保護受給世帯は
1回:400円

交通費

1キロあたり:10円

※生活支援員がお手伝い
の際にかかった距離に
なります。

成年後見制度

1 法定後見制度

判断能力が不十分な人にかわって、財産などの管理や日常生活での契約を行い、本人の権利を守る制度です。
ご本人の判断能力に応じて、次のいずれかの後見人が決定されます。

ほとんど判断能力が
不十分である

日常的に必要な買物も自身では
できないなど、物事の判断が
できなくなった方。



「後見」制度を利用
(成年後見人)

判断能力が著しく
不十分である

物忘れが多くなり、契約などの
手続きが自身ではできない方。



「保佐」制度を利用
(保佐人)

判断能力が
不十分である

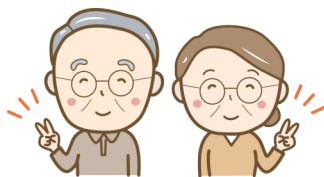
たいていのことは自分でできるが、
少し複雑なことになると判断が
難しい方。



「補助」制度を利用
(補助人)

2 任意後見制度

今は元気だが、将来、判断能力が不十分になった時に備えておくため
の制度です。



成年後見制度を利用する場合、家庭裁判所に審判の申し立てを行う
手続きが必要となります。申し立ては、本人、配偶者・四親等内の
親族、市町村長等が行います。

※詳しくは専門員におたずねください。状況に応じて適切な機関にお繋ぎします。

お問い合わせ先

社会福祉法人 北中城村社会福祉協議会
北中城村権利擁護支援センター ひまわり

〒901-2303 北中城村字仲順451番地(村総合社会福祉センター内)

TEL: (098) 979-6110 FAX: (098) 935-4603

